

大垣市建設工事における遠隔臨場に関する試行要領

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事の建設現場において「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「打合せ等」を必要とする現場作業の確認に、映像及び音声の配信・記録を適用することで、受注者、発注者の業務の効率化及び工事目的物の品質確保の促進を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 遠隔臨場の効果が期待できる工事を対象とし、発注者指定方式または受注者希望方式として実施するものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が必要と認める工事は、発注者指定方式の対象工事とすることができる。

(2) 受注者希望方式

発注者指定方式以外の建設工事等についても、受注者の申し出があれば発注者との協議により受注者希望方式として対象工事とすることができる。

(適用範囲)

第 3 条 所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、次に掲げる仕様書等に定める「立会等」を実施する場合に適用する。

(1) 土木・水道工事においては、「岐阜県建設工事共通仕様書」、「農林水産省土木工事共通仕様書」、「農林水産省施設機械工事等共通仕様書」及び「岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書」等に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「打合せ」とする。

(2) 営繕工事等においては、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「建築物解体工事共通仕様書」(以下「標準仕様書等」という。)に定める「監督職員の立会」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」並びに住宅都市局工事施行要綱に定める「立会等」とする。なお、標準仕様書等における「監督職員」は、営繕工事等においては「監督員」と読み替えるものとし、標準仕様書等に規定された監督職員の立会等については、国土交通省「庁舎営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」の実施対象表を参照すること。

(実 施)

第 4 条 遠隔臨場の実施にあたっては次のとおり進めることとし、ここに記載のないものは発注者と受注者との協議において決めることとする。

- (1) 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、次の内容を記載した施工計画書又は協議書に詳細を記載し、発注者の承諾を受けなければならない。
 - ① 「立会等」で実施する項目、実施方法及び内容等を記載すること。なお、遠隔臨場に適した確認項目については、土木・水道工事においては岐阜県「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」を、営繕工事等においては国土交通省「遠隔臨場に関する適応性一覧表」をそれぞれ参考とし、対象工事の特性、進捗状況等を踏まえ、遠隔臨場であっても「立会等」に必要な情報が得られるものを受発注者で協議して選定する。また、全ての工程確認項目において遠隔臨場を実施する必要はなく、遠隔臨場で実施困難な項目は除外するなど受発注者の協議により可能な範囲で実施することができる。
 - ② 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様及び遠隔臨場を発注者へ配信するために使用する Web 会議システム等を記載すること。ただし、映像はカラー映像と音声有を原則とする。
- (2) 受注者は、事前に監督員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等の通信状況等の確認を行う。また、発注者が負担するものを除き、必要な準備、人員及び資機材等を提供すること。
- (3) 遠隔臨場において、発注者が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、受注者は、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合、従来 of 臨場により実施する。
- (4) 受注者は、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」等、記録に当たって必要な情報について適宜黒板等を用いて表示し、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ることとする。なお、終了時にも確認箇所の内容を読み上げ、監督員から実施結果の確認を得ることとする。

（提出・保存方法等）

第 5 条 受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録を保存する必要はない。ただし、遠隔臨場の映像（実施状況）若しくは、撮影した映像を項目ごとに画面をキャプチャ等で記録し、監督員へ提出することとする。

（機器等の手配）

第 6 条 遠隔臨場で使用する動画撮影機器等の資機材については、受注者側が使用するものは受注者が、発注者側が使用するものは発注者がそれぞれ調達・運用することを原則とする。また、選定する機器等は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 発注者が保有するインターネット通信が可能なパソコン等で利用できるもの。

- (2) 発注者にソフトウェア等のインストールが不要なもの。
- (3) Web 会議システム等については、公共工事、公共発注機関で活用実績があるもの。
- (4) ライセンス使用料などの利用に際して発注者に費用負担が生じないもの。
(費用の計上等)

第 7 条 遠隔臨場にかかる機器、通信費及びシステム費用については、受注者の負担とする。ただし、発注者指定方式は情報共有システムを利用することを前提とし、情報共有システム及び Web 会議システムを行うための費用は発注者の負担とする。なお、この試行要領に基づき遠隔臨場を実施する場合は、大垣市建設工事情報共有システム実施要領の第 9 条は適用しない。

(工事成績評定への反映)

第 8 条 本要領の遠隔臨場を実施した場合、次のとおり工事成績評定点を行うものとする。

- (1) 工事成績評定の考査項目における「創意工夫」の対象とする。
- (2) 受注者の責によらず遠隔臨場の実施が困難となった場合においては、それを理由とした工事成績評定の減点を行わない。

(留意事項)

第 9 条 遠隔臨場については、次の内容に留意すること。

- (1) 工事着手前に想定できなかった通信機器の故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇、地下水の多量出水等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。
- (2) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し承諾を得ること。
- (3) 動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用にあたっては、意識が対象物に集中し、足元の注意不足、カメラの保持、操作による両手が塞がることで、転倒、転落等の事故につながる場合があるため、撮影しながら移動する場合など、進行方向の段差・障害物の有無を確認し、安全対策に留意すること。
- (4) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (5) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者は、人物、近隣の建物及び車両等が意図せず映り込んでしまった場合、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (7) 工事現場の電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応については、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・

映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員は机上で確認することも可能とする。なお、受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

- (8) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (9) この要領に記載のない事項については、土木・水道工事においては岐阜県が定める「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」を、営繕工事等においては国土交通省が定める「庁舎営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」をそれぞれ準用するものとする。なお、各実施要領を準用する場合、書類名、基準類や職名等について、大垣市に同様のものがある場合は、大垣市に読み替えること。
- (10) その他、この要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

(適用等)

第 10 条 この要領の適用にあたっては、仕様書に大垣市建設工事における遠隔臨場に関する試行の対象工事である旨を明記する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に契約締結する建設工事について適用する。